

「糸魚川大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会」における主な論点

1 木造建築物が密集した地域における火災発生に対する平時からの備え

《広域化及び連携・協力》

- (1) 「本件火災のような木造建築物が密集した地域」を多く有する小規模消防本部は、大規模火災に備えるために消防の広域化や、指令の共同運用等の消防の連携・協力を進めるべきではないか。

《木造建築物が密集した地域》

- (2) 火災が発生した際の被害軽減を図る必要のある「本件火災のような木造建築物が密集した地域」を、各消防本部においてどのように定めるべきか。

《消防力の整備指針及び消防水利の基準》

- (3) 「本件火災のような木造建築物が密集した地域」における署所及び動力消防ポンプ（常備及び団）の整備のあり方並びに消防水利の配置のあり方について、検討を行うべきではないか。

《消防団の可搬ポンプ》

- (4) 消防団の可搬ポンプについて、十分な点検をしておくべきではないか。

《財政支援》

- (5) 消防庁において、消防本部に対する財政支援（消防団の動力ポンプの点検費用、スーパerpンパー・大規模防火水槽・深井戸の整備費用等）のあり方について検討すべきではないか。

2 火災発生時に迅速かつ十分な警防活動を行うための活動基準の強化等

《火災発生に備えた非常招集基準及び態勢強化・資機材の準備要領》

- (1) 各消防本部において、火災気象通報を受けたときや火災警報発令時等における、火災発生時に備えて次の基準等を定めるべきではないか。

- ① 非常招集基準
- ② 態勢強化・資機材の準備要領

《常備消防及び消防団の出動基準》

- (2) 常備消防及び消防団の出動基準は、強風や飛び火等を勘案したものとするとともに、特に小規模消防本部においては、早期に多くの部隊を出動させるものとするべきではないか。

《強風下における消火活動要領》

- (3) 強風下における消火活動要領（出火地点の消火、飛び火警戒等について定めるもの）について、まず、地域の特性・弱点を分析した上で、予め定めておくべきではないか。

《応援要請に係る仕組みの構築》

- (4) 隣接消防本部の応援要請、県内消防本部の応援要請等に関する基準は、強風や飛び火等を勘案したものとするとともに、応援要請を行う消防本部が、多くの部隊を早期に要請できる仕組みを予め作っておくべきではないか。また、都道府県として、消火活動や水利確保等のため、都道府県内の応援に関する計画を定めるべきではないか。
- ① 応援を行う範囲、都道府県内と都道府県外の応援の関係について、整理が必要ではないか。
- ② 火災が発生した消防本部と同様に隣接消防本部も強風等の気象条件にあるということに留意が必要ではないか

《消防水利》

- (5) 防火水槽への充水や簡易水槽の設置など、水が不足した際の対応についての計画を予め定めておくべきではないか。（スーパーポンパー・10t水槽車・5t水槽車による他本部からの支援や、国交省排水ポンプや建設業者のミキサー車による支援、大規模防火水槽や深井戸等大容量水源の確保も含む。）

《民間事業者との給水活動等についての協定》

- (6) 地元建設業協会等及び個別の地元建設業者等との間で給水活動等についての協定を予め締結しておくべきではないか。

《情報収集》

- (7) ヘリ、ドローン等を活用したライブ・空撮映像など被災区域全体を俯瞰する情報を収集・活用して消火戦術を構築できるよう、予め、その手段、体制、手順等を定めておくべきではないか。

《情報の伝達》

- (8) 現場から消防本部内の幹部、市町村、都道府県、国へ報告・伝達する情報を増やすとともに、より迅速に行うこととすべきではないか。

《消防団の安全管理等》

- (9) 強風下等での消防活動における消防団の装備や安全管理等の充実を図る必要があるのではないか。

3 木造建築物が密集した地域における強風下での火災に備えた訓練の実施等

《木造建築物が密集した地域における強風下を想定した訓練》

- (1) 「本件火災のように木造建築物が密集した地域」での強風下における消火活動のための訓練（実動訓練及びシミュレーション等を活用した図上訓練）を実施すべきではないか。

《市街地火災延焼シミュレーション》

- (2) 消防庁において、現在開発している市街地火災延焼シミュレーションのソフトを、より使いやすく、高精度なものに改良すべきではないか。

《映像等による普及啓発》

- (3) 消防庁において、消防団の強風下での消火活動力向上のために、映像等により普及啓発すべきではないか。

4 木造建築物が密集した地域における火災予防対策の強化

《火災予防対策の強化》

- (1) 「本件火災のような木造建築物が密集した地域」において、住宅や小規模飲食店の出火防止、火災の早期発見、初期消火の実効性を向上させる対策を講じる必要があるのではないか。
 - ① 住宅用火災警報器等の設置義務や防災物品の使用義務の対象範囲について、検討すべきではないか。
 - ② 連動型住宅用火災警報器の活用等を進めるべきではないか。

《火災気象通報の細分化》

- (2) 気象庁及び消防庁は、消防法第22条第2項に関して、火災気象通報の地域単位の細分化ができないか検討すべきではないか。

《火災警報発令の際の判断条件等》

- (3) 地域における気象状況、火災の発生状況等について把握、研究した上で、次の条件及び条例について、定めていない本部は定め、定めている本部も今回の糸魚川市のような火災を踏まえて再点検すべきではないか。
 - ① 火災警報を発令する際の判断条件
 - ② 火災警報発令時の火の使用の制限について定める条例

《火災警戒のための広報活動基準》

- (4) 各消防本部において、火災気象通報を受けたときや火災警報発令時等における、火災警戒のための広報活動基準を定めるべきではないか。

5 火災発生時における迅速な住民避難の実施

- (1) 今回の火災における住民の避難行動等の実態を踏まえ、平時からの火災リスクの周知、迅速な避難等のための情報伝達、避難勧告等の発令、避難支援などのあり方を検討し、今後の対策に反映するべきではないか。

6 火災被害認定や罹災証明発行手続の迅速化

- (1) 今回の火災のような大規模火災において、被災者支援のため、被害認定、罹災証明等の作業を迅速化する方策を確立、普及すべきではないか。